

議案

路線バスに係る移動円滑化基準適用除外自動車の認定申請について

現在、有田鉄道(株)により運行している路線バスについては、老朽化が著しく、特に「花園線」、「清水線」を運行する車両については速やかな車両の更新が必要となっているところで

す。しかしながら、現在運行している路線バス車両と同等の新車、中古車を検討するも費用的な問題、中古車の流通市場の状況から見通しがたっていない状況のため、小型(ハイエースワゴンタイプ)の車両(以下、小型車両)の導入を予定しているところで

す。当該路線におきましては、一度に乗車する乗客数が少ないことから、小型車両でも利用者の利便性に支障をきたさないものと考えておりますが、下記のとおり移動円滑化基準の条項及び内容を満たさないため、移動円滑化基準の適用除外の認定申請をしたく、合意を求めるところであります。

なお、すでに、令和 6 年度から一部の路線において、同型の小型車両(2 台)での運行を実施しているところで

す。(※参考) また、有田川町身体障害者連盟(会長:玉置 勝 様)、及び有田川町老人クラブ連合会(会長:高垣 俊和 様)には、事前に内容を説明の上、移動円滑化基準適用除外車両の運行について、承諾いただいていることを申し添えます。

記

| 車名および形式 | 初年度登録年 | 定員 | 長さ | 幅 | 車両総重量 | 車両番号 | 台数 |
|-------------------|--------|------|--------|--------|----------|----------------|-----|
| トヨタ GDH223B-LETNY | R 7 年 | 14 人 | 538 cm | 188 cm | 3,050 kg | GDH223-2008699 | 1 台 |

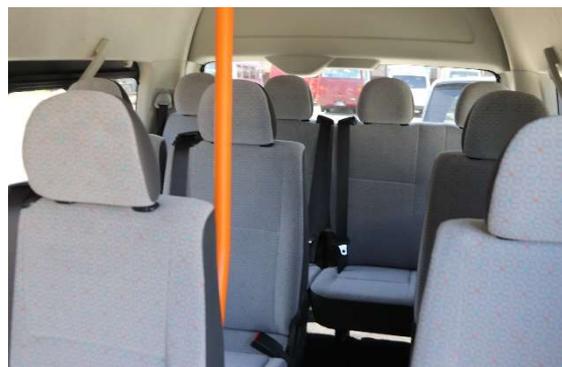
認定により、適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

第 37 条第 2 項第 2 号……車いす使用者の状況を円滑にする設備(スロープ)

第 39 条……車いすスペース

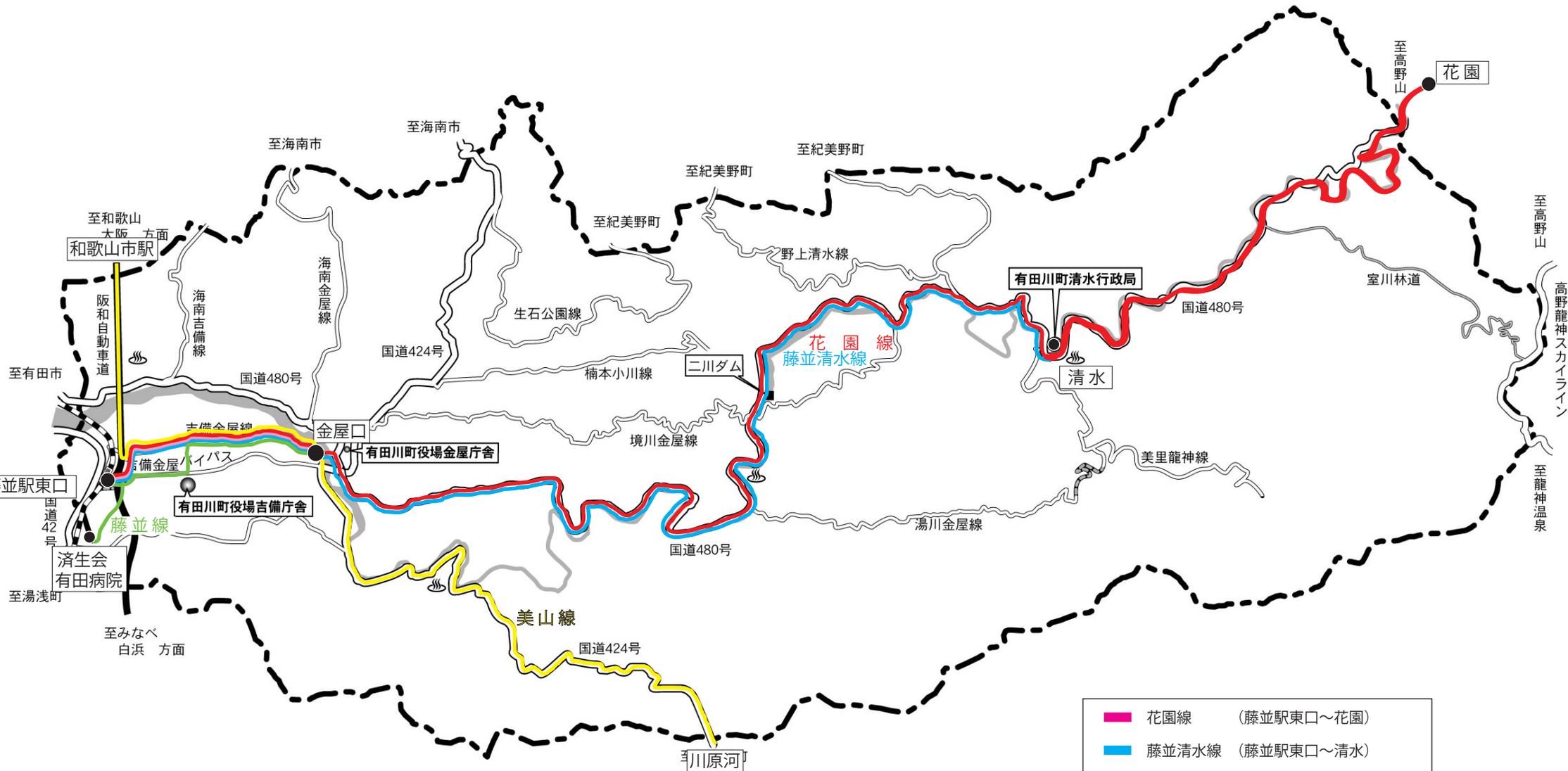
第 40 条第 1 項……乗降口の車いすスペースとの通路幅

(※参考) 令和 6 年度より有田川町にて運行中の車両





路線バス運行図



| | |
|-------|---------------|
| 花園線 | (藤並駅東口～花園) |
| 藤並清水線 | (藤並駅東口～清水) |
| 藤並線 | (金屋口～藤並駅東口) |
| 藤並線 | (金屋口～済生会有田病院) |
| 美山線 | (川原河～和歌山市駅) |